

資料 4
令和 4 年度 第 1 回 赤穂市空家等対策協議会

空家等の所有者及び地区住民の 意向・意見の把握

1 空家等の所有者意向に関するアンケート調査

1) 調査概要

現地調査で空家等の可能性が高いと判断された 127 件の所有者（所有者の特定は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条第 1 項に基づき、固定資産税課税情報を用いて実施。）に対して、空家等の実態や今後の利活用の意向を把握し、特区申出の参考とするためアンケート調査を実施。

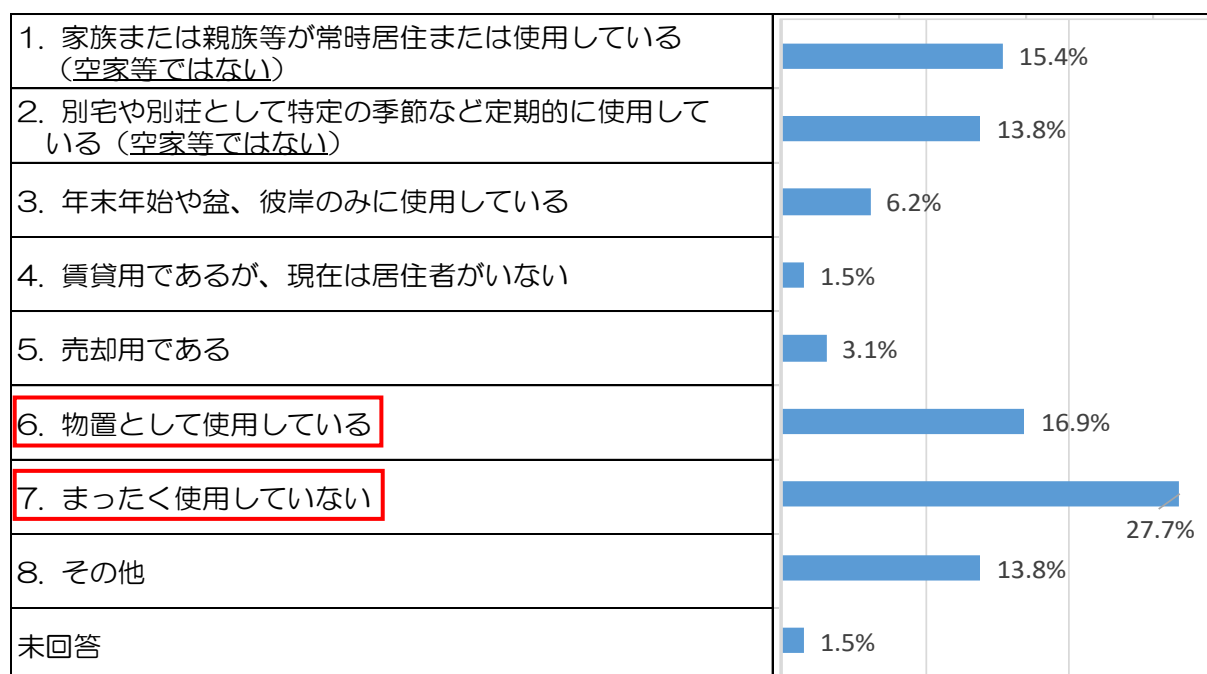
返信のあった 67 件の内、空家等として回答があったのは 44 件でありました。

・意向調査回収率：52.8%

（調査件数：127 件、回答数：67 件、回答無：55 件、宛所なし：5 件）

2) 調査結果（特区申出に関する設問抜粋）

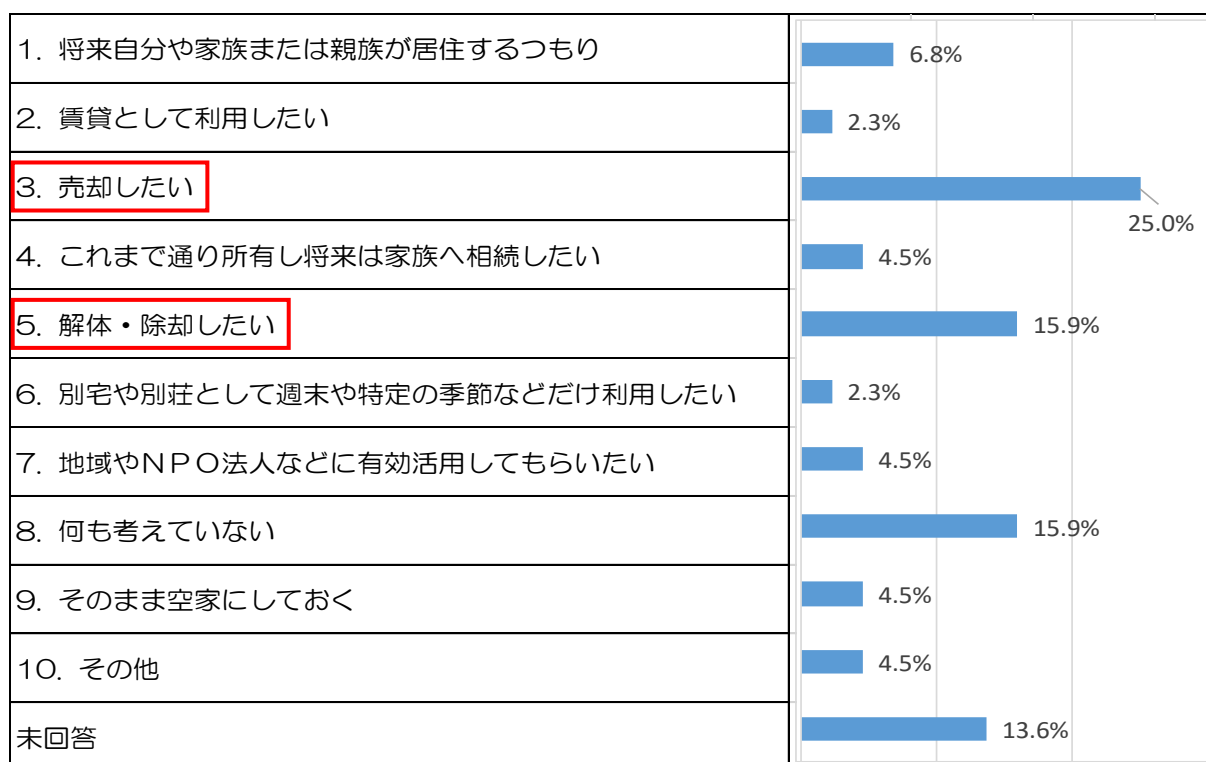
①対象の建物は現在どのように使用されていますか。



- 【その他の内容】
- ・別宅で子の家族と同居しており、管理のみ行っている
 - ・家財家具を残置しており、管理のみ行っている
 - ・仏壇の管理のみ行っている
 - ・月命日の供養に使用している
 - ・作業場として使用している
 - ・春、秋に 1 週間程度滞在

・「まったく使用していない」、「物置として使用している」という状況が上位であり、日常的に利用されていない空家等が多い状況です。

②将来的に空家等をどのようにされていく予定ですか。



【その他の内容】 ・ 検討中 ・ 譲渡する相手が決まっている

・「売却したい」、「解体・除却したい」が上位の回答であり、今後も所有し続けたいという回答よりも手放したい旨の回答が多くなっています。

③地域やNPO法人又は不動産業者などに空家等の情報提供を行い、利活用に向けたサポート等を希望したいと思いますか。

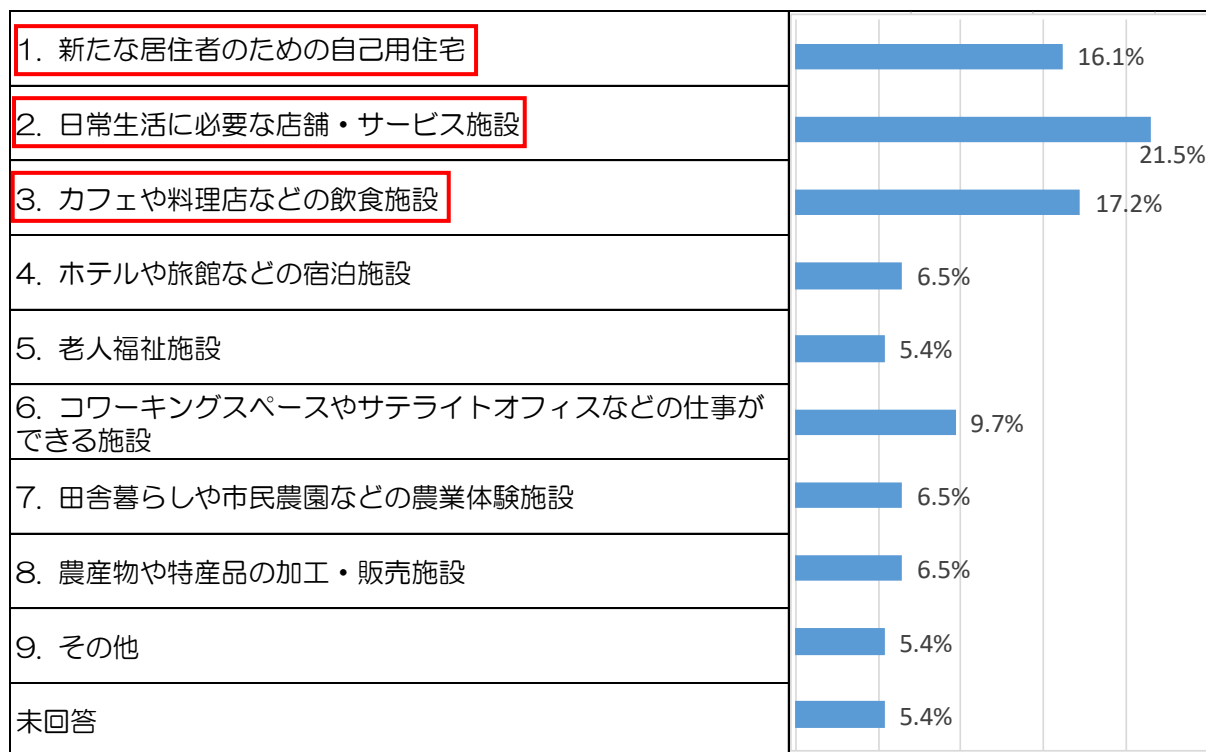


【思わない理由】 ・ 使用方法を決めているから
 ・ 老朽化が著しく、利用価値がない
 ・ 相続する予定であるため ・ 親族の中で活用してほしい
 ・ 周辺の住人に迷惑をかけたくない

【その他回答内容】 ・ 検討中

・「思う」の回答が56.8%であり、空家の利活用に対して一定の興味・関心があると考えられます。

④地域の活力を維持することや地域活性化に繋げるためにはこういった施設が必要だと考えますか。（複数回答可）



【その他回答内容】 ・若者向けの働き場 ・ものづくり等の体験施設 ・展示場

・「日常生活に必要な店舗・サービス施設」が21.5%、「カフェや料理店などの飲食施設」が17.2%、「新たな居住者のための自己用住宅」が16.1%で上位の回答でした。

⑤空家等を有効活用したまちづくりに関しての自由意見について、整理しました。

利活用について

- ・有効活用は必要と考えるが、費用負担が大きいと活用が進まないと思う。
- ・地域活動に協力してくれる人に活用いただきたい。

用途・施設について

- ・木戸門広場側に観光駐車場が必要だと思う。
- ・移住・定住の観点からコンビニが必要だと思う。
- ・定期的な農産物販売所が必要だと思う。

赤穂市への要望等について

- ・活用に関する情報があれば提供をお願いしたい。
- ・活用のアドバイスが欲しい。

2 住民説明会及び回覧板による申出案の意見集約（抜粋）

- 空家の所有者は届出が義務化されるということだが、罰則はありますか。
- 空家の所有者への連絡はどうやって行いますか。
- 空家の調査はどうやってされましたか。
- 特区指定後に空家になる場合も申請できますか。
- 既に更地になっているところについて、特区の対象になりますか。
- 空家として認められる期間を教えてください。
- 特区指定について、参考にしたまちはありますか。
- 空家サポートの充実を期待しています。
- 地域が活性化し、観光客が増えれば駐車場も必要になるかと思うが、駐車場の確保についてはどう考えていますか。
- 災害危険区域での有効活用はできないのですか。また、災害危険区域の緩和はされないのですか。
- 特区内の除却について補助支援はありますか。
- 古民家の活用は多大な費用や、建築基準法の規制があり非常に煩雑であるため、細かな説明、対応をお願いしたい。
- 移住・定住が進み、自由に家を建て替えられるようになることで、全体的な景観が損なわれないか心配です。